

黒部市告示第63号

黒部市介護助手活用促進事業実施要綱を次のように定める。

令和6年9月18日

黒部市長 武隈 義一

黒部市介護助手活用促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業者が介護サービス事業所・施設等における介護職員の業務の見直し等を行い、直接介助以外の補助業務に従事する者（以下「介護助手」という。）を雇用し、又は派遣により受け入れる取組に対し、その雇用等に係る費用を支援することで、介護職員の負担軽減や専門性の高い業務に専念して携わることができるよう労働環境の改善を図り、もって、介護職員の職場定着と介護人材の確保につなげることを目的に予算の範囲内において黒部市介護助手活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について黒部市補助金交付規則（平成18年黒部市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所・施設等 次に掲げる要件を全て満たす者で、別表に掲げる介護サービス事業所・施設等（以下「交付対象事業所」という。）をいう。
 - ア 黒部市に所在すること。
 - イ 当該介護助手の雇用又は派遣による受入れ等（以下「雇用等」という。）開始後1年の期間（以下「交付対象期間」という。）において、廃止又は全体を休止せず、入所者、入居者又は利用者に対し、サービスを提供していること。
 - ウ 国、都道府県又は市町村が運営するものでないこと。
 - エ 国、都道府県又は市町村から委託又は指定管理者の指定を受けて運営するものでないこと。

(2) 介護サービス事業者 前号に掲げる介護サービス事業所・施設等を運営する団体又は法人等をいう。

(3) 介護助手 介護職員による専門的な知識・技術を必要とする業務以外の食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイキング、ゴミ捨て等の身体介護を伴わない業務（以下「周辺業務」という。）に従事する者をいう。

（交付対象事業者）

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす介護サービス事業者とする。

(1) 交付対象事業所における介護助手の業務内容を整理・分類した上で、介護助手を雇用等すること。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

(3) 黒部市暴力団排除条例（平成24年黒部市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

（補助金の対象及び交付回数）

第4条 補助金の対象となる費用は、当該介護助手に対する交付対象期間における1月に支払われる給料の額とする。

2 補助金の対象となる介護助手は、1事業所1人のみとし、当該事業所での黒部市介護助手活用促進事業の適用は1回のみとする。

3 同一の介護助手が、同一の団体・法人等が運営する交付対象事業所間を異動した場合には、2か所目の事業所以降からは、補助金の交付対象としない。

4 他の制度等において当該介護助手の給料に対し補助金の交付や助成を受けている場合は、補助金の交付対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、当該介護助手に対し1月毎に支払われる給料の額に30パーセント（円未満の端数切捨て）を乗じて得た額に、雇用等の開始後支払う見込みの月数分（上限12月）の合計額（上限25万円）とする。ただし、その合計額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象事業者（以下「申請者」という。）

は、介護助手を雇用等した日から起算して60日以内（令和6年4月1日からこの要綱の告示までに雇用等を開始した交付対象事業者にあつては、告示日から60日以内）に、黒部市介護助手活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就労証明書（様式第2号）又はそれに代わる書類の写し
 - (2) 当該介護助手の雇用等が分かる書類及び交付対象期間における月額給料の額が分かる書類の写し（雇用契約書の写し等）
 - (3) 本市の納税証明書又はその写し（申請日時点で発行から3月以内のもの）
 - (4) 交付対象事業所における介護助手の業務内容を示した書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、交付の可否を決定するとともに、申請者に対し、黒部市介護助手活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた場合は、交付対象期間終了後60日以内に、黒部市介護助手活用促進事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象期間に当該介護助手に支払った月別の給料の額が分かる書類又はその写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、黒部市介護助手活用促進事業補助金の額の確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後において補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類の記載事項に虚偽、偽りがあったとき。

(2) 前号のほか、不正な行為があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日以降に介護助手の雇用等を開始する交付対象事業者から適用する。

別表（第1条関係）

根拠法令	区分	介護サービス事業所・施設等
介護保険法（平成9年法律第123号）	入所系	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（空床型を除く。） 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（空床型を除く。）
	通所系	通所介護 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護

黒部市長 あて

(申請者) 法人所在地
法人名称
代表者名
電話番号

黒部市介護助手活用促進事業補助金交付申請書

黒部市介護助手活用促進事業補助金の交付を受けたいので、黒部市介護助手活用促進事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付対象事業所	事業所名	
	施設・サービス種別	
	所在地	
	電話番号	
	事務担当者	
介護助手	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
雇用年月日	年 月 日	
補助金申請額	円	

※補助金交付申請額の計算方法（月額給料の額が異なる場合は、別紙記載のもので可）

介護助手の給料月額(①	円)	×0.3=	(②	円	※円未満の端数切捨て)
②×12月=	(③	円	※100円未満切捨て)	※上限25万円	

- (添付書類) ・就労証明書等 ・雇用契約書等 ・納税証明書
・介護助手の業務内容を示した書類

年 月 日

黒部市長 あて

法人所在地

法人名称

⑩

代表者名

就 労 証 明 書

下記のとおり介護助手が就労していることを証明します。

被雇用者	氏名	
	生年月日	
就労事業所	名称	
	施設・サービス種別	
	所在地	
雇用年月日	年 月 日	
	※法人・団体等（注）に新たに雇用等した年月日をご記入ください	
主な業務内容		

事務担当者	
担当連絡先 電話番号	

（注）：ここでは、法人・団体等とは交付対象事業所を複数運営する法人・団体等のことを示します

黒部市長 あて

（申請者） 法人所在地
 法人名称
 代表者名
 電話番号

黒部市介護助手活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった黒部市介護助手活用促進事業補助金に係る実績について、黒部市介護助手活用促進事業実施要綱第8条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

交付対象事業所	事業所名	
	施設・サービス種別	
	所在地	
	電話番号	
	事務担当者	
介護助手	氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
給料の総額	円	
補助金実績額 （月額給料の額が異なる場合は、別紙記載のもので可）	円 介護助手の給料月額（① 円）×0.3 =（② 円 ※円未満の端数切捨て）×12月 =（③ 円 ※100円未満切捨て）※上限25万円	

（添付書類）・月別の給料の額が分かる書類の写し等

様式第5号（第9条関係）

黒部市指令 第 号

法人所在地

法人名称

代表者名

黒部市介護助手活用促進事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市介護助手活用促進事業補助金については、黒部市介護助手活用促進事業実施要綱第9条の規定により交付額を金 円に確定する。

年 月 日

黒部市長